

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する介護支援専門員等研修費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、介護施設・事業所が負担する介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修受講料を支援することにより、離職防止及び定着促進を図り、人材確保につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるサービス等のいずれか1つ以上を行う介護サービス事業所を市内に有している事業者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- (8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 国、他の地方自治体等からこの要綱の補助金と同様の助成を受け、又は受ける予定がある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、法に基づき介護支援専門員等の資格取得及び有効期間の更新に必要な研修として、次の各号に掲げる研修の受講料を負担する事業とする。

- (1) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
- (2) 法第69条の7第2項に規定する介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対して介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下

「施行規則」という。) 第113条の16の規定により行う介護支援専門員再研修

(3) 法第69条の8第2項に規定する介護支援専門員更新研修

(4) 法第69条の8第2項ただし書きに規定する、現に介護支援専門員の業務に従事している者に対し、介護支援専門員更新研修の課程に相当するものとして県知事が施行規則に基づき指定する研修

(5) 施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修

(6) 施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が負担する、従業者である介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得又は資格更新のための研修を受講させるために負担した受講料とする。ただし、受講料以外の費用(テキスト代、旅費等)は対象外とする。

2 前項の研修は、愛知県内で実施されるものであって、修了の日が補助金の交付を申請する年度に属するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から、寄附金等その他の収入額を控除して得た額に8分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請額内訳書(第2号様式)

(2) 受講予定者名簿(第3号様式)

(3) 受講する研修の実施日及び受講料を確認できる書類

(4) 研修を受講する者(以下「研修受講者」という。)が、市内の事業所で勤務していることを証する書類(雇用証明書等)

(5) 誓約書(補助金の対象となる研修を修了した者を、市内の事業所で研修の修了後6月以上雇用することを誓約するもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 研修受講者は、補助事業開始時点で市内の介護施設・事業所に勤務しており、研修終了後も引き続き市内の介護施設・事業所において勤務する意思があること。

(2) 補助対象者は研修終了後、研修受講者を市内の介護施設・事業所に6月以上継続雇用しなければならない（当該介護支援専門員の死亡等やむを得ない理由による退職した場合を除く。）こと。

(3) 補助対象者は、研修受講者に支払った補助金の経費について、研修受講者から返還があった場合は、速やかに市長に報告すること。

(4) この要綱による補助金の対象経費とされた経費を、他の補助金等の対象経費として計上しないこと。

（補助事業の変更等）

第10条 第8条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、直ちに補助事業変更（中止・廃止）申請書（第6号様式）に、第7条各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な事項の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助事業の中止又は廃止の場合を除き、その内容を審査し、適当と認めるときは、第8条第1項の規定による決定を変更し、補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が定める期限までに、補助事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 精算額内訳書（第9号様式）

(2) 受講者名簿（第10号様式）

(3) 研修修了証の写し

(4) 研修の受講料の支払を証する書類の写し（補助事業者による支払である

ことを確認できるものに限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、市長に補助金交付請求書（第12号様式）を提出し、市長はこの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 虚偽の申請等をしたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地
法人名・屋号
代表者職氏名
担当者名
連絡先

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金交付申請書

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、補助要件を確認するに当たり、市税の納付状況を調査することについて承諾します。

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 受講予定者名簿（第3号様式）
- (3) 受講する研修の実施日及び受講料を確認できる書類
- (4) 雇用証明書等の研修受講者が市内の事業所で勤務していることを証する書類
- (5) 誓約書（補助金の対象となる研修を修了した者を市内の事業所で研修の修了後6か月以上雇用することを誓約するもの）

申請額内訳書

申請者

研修の名称	総事業費 (事業者負担額) A	円 B	その他の収入額 円 C	対象経費の支出額 (差引額) 円 D (A-B)	基準額 円 E (C*3/8)	補助所要額 ※1,000円未満切り捨て 円	備考
				0	0	0	
				0	0	0	
				0	0	0	
				0	0	0	
				0	0	0	
				0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 「総事業費」 A欄は、補助対象者が当該研修において、負担又は補助した額を記入する。
 2 「その他の収入額」 B欄は、寄附金等の収入がある場合は記入する。

補助所要額合計 0円

受講予定者名簿

- 該当するものにレ点をつけてください。(全てにレ点がない場合、補助金の交付対象になりません。)
- 以下の受講者について、研修の受講開始時点で当介護施設・事業所に勤務しており、今後も引き続き勤務する意思があることを確認しました。
 - 当補助金の対象となる研修に係る費用について、当補助事業以外の補助事業、貸付金事業及び給付金等を受けていないこと及び今後も受けないことを確認しました。

申請者：

連番	研修の名称	受講者 氏名	受講者の和暦生年月日	職種	雇用形態	勤務事業所名	勤務開始日 ※和暦年月日	研修終了日 (証明書の 発行日) ※和暦年月日	①研修受講料 (円)	②事業者が負 担した金額 (円)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計									-	-

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金
については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額
金 円
- 2 その他

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金については、不交付とすることを決定しましたので通知します。

不交付の理由

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地
法人名・屋号
代表者職氏名
担当者名
連絡先

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金について、次の理由によりこの事業を（変更・中止・廃止）したいため申請します。

- 1 変更後の申請金額 金 円
- 2 変更の理由及び内容

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金の交付決定を、下記のとおり変更します。

記

1 交付金額

既交付決定額	変更後交付決定額
円	円

2 変更の内容

年 月 日

尾張旭市長 殿

事業所所在地
法人名・屋号
代表者職氏名
担当者名
連絡先

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

事業実績及び効果	
補助事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金額	
添付書類	(1) 精算額内訳書（様式第9号） (2) 受講者名簿（様式第10号） (3) 研修終了証の写し (4) 研修の受講料の支払いを証する書類の写し（補助事業者による支払いであることを確認できるものに限る。）

精算額内訳書

申請者

研修の名称	総事業費 (事業者負担額)		その他の収入額		対象経費の支出額 (差引額)		基準額		補助所要額 ※1,000円未満切り捨て	備考
	A	円 B	円 C	円 D	円 E	円 F	円 G			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 「総事業費」 A欄は、補助事業者が当該研修において、負担又は補助した額を記入する。
 2 「その他の収入額」 B欄は、寄附金等の収入がある場合は記入する。

補助所要額合計 0円

受講者名簿

- 該当するものし点をつけてください。（全てにし点がない場合、補助金の交付対象になりません。）
- 以下の受講者について、研修の受講開始時点で当介護施設・事業所に勤務しており、今後も引き続き勤務する意思があることを確認しました。
 - 当補助金の対象となる研修に係る費用について、当補助事業以外の補助事業、貸付金事業及び給付金等を受けていないこと及び今後も受けないことを確認しました。

申請者：

連番	研修の名称	受講者 氏名	受講者の和暦生年月日	職種	雇用形態	勤務事業所名	勤務開始日 ※和暦年月日	研修終了日 (証明書等の 発行日) ※和暦年月日	①研修受講料 (円)	②事業者が負 担した金額 (円)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計									-	-

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

第 1 2 号様式 (第 1 3 条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金交付請求書

尾張旭市介護支援専門員等研修費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり請求します。

請求者	事業所所在地		
	法人名・屋号		
	代表者職氏名		
補助金 請求金額	金 円		
振込先			
金融機関名		支店名	
種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			